



広環保第235号

平成19年7月17日

広島駅南口Bブロック市街地再開発組合

理事長 前岡 眞仁 様

広島市長 秋葉 忠利

(環境局環境保全課)



広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業に係る
環境影響評価実施計画書について（通知）

このことについて、広島市環境影響評価条例第10条第1項の規定により、別紙の
とおり環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見を述べます。

広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業に係る 環境影響評価実施計画書について（市長意見）

本事業は、多数の市民や来訪者が利用する広域交通の結節点である広島駅の南口において、区画街路によって分割された小街区を統合し、既存の狭小な木造家屋や老朽建物を、広島市の陸の玄関口にふさわしいランドマーク性を備えた超高層複合建築物に建替え、事業計画地周辺の道路や公園の公共施設整備と連携し、にぎわいのある都市空間を形成しようとするものである。

また、この地区の再開発は、多くの市民が長年待ち望んでいた事業であるとともに、広島駅周辺の景観面や新たなにぎわい空間の創出という面からも、市民の関心が非常に高い事業である。

こうしたことから、本事業に係る環境影響評価にあたっては、以下の事項に十分配慮して実施し、その結果を環境保全措置等に適切に反映するよう求める。

1 全体的事項

- （１）事業に関する環境関連の情報は、自ら積極的に公表するとともに、地域住民等からの疑問や意見に対しては、事業に係る全ての局面において、責任を持って誠実に対応すること。
- （２）事業計画地周辺では、他の開発事業も計画されていることから、これらの事業の工事及び供用に係る複合的な影響についても、可能な範囲で環境影響評価を行うこと。
- （３）準備書には、単に予測の結果を記載するだけでなく、予測の際に設定した環境影響の発生源のデータについても併せて記載すること。
- （４）準備書の作成にあたっては、市民にわかりやすい用語、表現を用い、専門用語を用いる場合は、用語の解説を添付すること。

2 事業計画

- （１）施設及び敷地内の緑化や、建築物等の色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するとともに、市民や来訪者の憩いの場ともなるよう配慮すること。また、事業計画地周辺の河岸緑地や水辺空間との触れ合いの確保に努めるなど、広島市のまちづくりの方針等にも配慮すること。
- （２）既存資料やボーリング調査結果等に基づき、事業計画地及びその周辺の地層や地下水位の状況を把握するとともに、事業の実施に伴う地盤や地下水位等への影響を確認するなど、適切な施工管理を行う工事計画とすること。

3 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法

(1) 大気環境

工事用資材等の搬出入及び供用時の施設関係車両の走行に伴う大気質、騒音、振動の予測、評価にあたっては、現在でも事業計画地周辺の道路では交通が集中し、渋滞が認められる地点もあることから、現況を十分に把握した上で予測し、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 風害

建築物の存在に伴う風害の予測、評価は、事業計画地周辺の建築物や地形条件を十分に考慮した上で予測し、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 景観

ア 景観については、現在予定している代表的な眺望点からの景観に追加して、新幹線や広島駅の利用者の視点から見た身近な景観についても調査、予測及び評価を行うこと。また、代表的な眺望点においても、必要に応じて関係機関と協議し、適正な位置から調査、予測及び評価を行うこと。

イ 建築物の色彩、緑地計画、施設供用後の屋外広告や夜間照明等については、専門家の意見を聴くなど、広島市の陸の玄関口にふさわしい都市景観が形成されるよう十分な検討を行い、その検討結果を記載すること。

(4) 廃棄物等

事業の実施に伴う廃棄物等（廃棄物、残土）については、その種類ごとの発生量、最終処分量等（再使用量、再生利用量、中間処理量、減量化量及び最終処分量）を定量的に予測し、廃棄物等の発生量及び最終処分量等をできる限り減らすための措置を検討すること。

(5) 温室効果ガス

施設の供用に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み込むなど、適切な措置を検討し、可能な範囲でその効果についても記載すること。